

平成28年2月19日 開会

平成28年2月19日 閉会

(定例第1回)

# 玄界環境組合議会会議録

玄界環境組合

## 目 次

### 第1号（2月19日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
事務局出席職員職氏名	3
説明のため出席した者の職氏名	3
開 会	3
会期の決定	3
会議録署名議員の指名	3
諸報告	3
議案第1号 玄界環境組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の 制定について	4
議案第2号 玄界環境組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に 関する条例の制定について	6
議案第3号 平成27年度玄界環境組合会計補正予算（第2号）について	7
議案第4号 平成28年度玄界環境組合会計予算について	10
一般質問	20
閉 会	25
署 名	26

玄界環境組合告示第1号

平成28年玄界環境組合議会第1回定例会を次のとおり招集する。

平成28年2月12日

玄界環境組合

組合長 中村 隆象

1 期 日 平成28年2月19日（金曜日）午後2時00分

2 場 所 古賀市役所4階第1委員会室

---

○開会日に応招した議員

吉田 益美君

植木 隆信君

北崎 和博君

高木 義輔君

椛村 公彦君

礒野九州男君

高原 伸二君

結城 弘明君

---

○応招しなかった議員

---

---

平成28年 玄 界 環 境 組 合 議 会 第 1 回 定 例 会 会 議 録

平成28年2月19日（金曜日）

---

議事日程（第1号）

平成28年2月19日 午後2時00分開会

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案第1号 玄界環境組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第2号 玄界環境組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第3号 平成27年度玄界環境組合会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第4号 平成28年度玄界環境組合会計予算について
- 日程第8 一般質問

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案第1号 玄界環境組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第2号 玄界環境組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第3号 平成27年度玄界環境組合会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第4号 平成28年度玄界環境組合会計予算について
- 日程第8 一般質問

---

出席議員（8名）

吉田 益美君	植木 隆信君
北崎 和博君	高木 義輔君
椛村 公彦君	碓野九州男君
高原 伸二君	結城 弘明君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 藤井 巧一君

---

説明のため出席した者の職氏名

組合長	中村 隆象君	副組合長	谷井 博美君
副組合長	小山 達生君	副組合長	長崎 武利君
事務局長	河北 吉昭君	総務課長	藤井 巧一君
総務課長補佐	常岡 仁志君	代表監査委員	熊野 君男君
古賀清掃工場場長			吉永 誠君
宗像清掃工場場長			中野 晴海君
古賀清掃工場場長補佐			管 英雄君
宗像清掃工場場長補佐			北崎 光雄君

---

午後 2 時 00 分開会

〔出席議員 8 名〕

○議長（結城 弘明君） それでは、ちょうど時間になりましたので、ただいまから平成 28 年 玄界環境組合議会第 1 回定例会を開会いたします。

議員定数 8 名中、ただいまの出席議員は全員であり、定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。

直ちに本日の会議を開きます。

---

**日程第 1. 会期の決定**

○議長（結城 弘明君） 日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

---

**日程第 2. 会議録署名議員の指名**

○議長（結城 弘明君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 87 条の規定によって、7 番、高原伸二議員、1 番、吉田益美議員、以上 2 名を指名いたします。

---

**日程第 3. 諸報告**

○議長（結城 弘明君） 次、日程第 3、諸報告をいたします。

本日は、地方自治法第121条の規定により、議案等の説明のため出席を求めていますのは、組合長、副組合長、監査委員、その他関係担当職員でございます。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成27年度6月分から9月分までの出納検査の結果報告書を受領いたしましたので、送付いたしております。

次に、組合長から第1回定例会招集に当たって、挨拶並びに報告事項があれば、お願いいたします。

組合長。

○組合長（中村 隆象君） 本日は、平成28年玄界環境組合議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中、ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、このたびの第1回定例会に提案いたしております議案は、上位法の改正に伴う職員に関する条例の一部改正、議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定、平成27年度会計補正予算及び平成28年度当初予算の4議案であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げまして、議会招集のご挨拶とさせていただきます。

次に、本日提案いたしております議案の説明を申し上げます。

議案第1号は、玄界環境組合職員の給与に関する条例、玄界環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例、玄界環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び玄界環境組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。上位法の施行に伴い、条文の整備を講じるものです。

議案第2号は、玄界環境組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定についてであります。全文を改正し、古賀市の例によることとするものです。

議案第3号は、平成27年度玄界環境組合会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出をそれぞれ4,715万1,000円減額し、総額46億3,206万円とするものです。

議案第4号は、平成28年度玄界環境組合会計当初予算であります。歳入歳出はそれぞれ総額47億4,107万円とし、平成27年度当初予算と比べると1億6,642万5,000円の増額となっております。

以上が、上程する議案の概要であります。

議員の皆様におかれましては、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（結城 弘明君） 以上で、組合長の挨拶並びに報告事項を終わります。

---

#### 日程第4. 議案第1号 玄界環境組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（結城 弘明君） 日程第4、議案第1号玄界環境組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局長に提案理由とその内容の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（河北 吉昭君） それでは、議案第1号玄界環境組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

この条例は、主に地方公務員の給与、勤務時間、その他の勤務条件の根本基準を定める地方公務員法の改正に伴い、給与に関する条例、勤務時間、休暇等に関する条例、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、旅費に関する条例の条文整備を行うものです。

新旧対照表により説明いたしますので、5ページをお開きください。右側が現行の条例で、左側が改正案となっております。

玄界環境組合職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、まず第1条（給与）ですが、改正地方公務員法第25条第3項第2号において、等級別基準職務表を定めることとされたため、改正を行うものです。

別表については、現行の級別職務分類表を改めまして、改正地方公務員法第25条第3項第2号の等級別基準職務表とし、職務も不明確な表現を削除しております。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。

玄界環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正です。第1条の目的の部分ですが、改正地方公務員法第24条の改正により、条項を改正するものでございます。

第2条は、再任用短時間勤務職員の定義を整理するものです。

第8条の3は、学校教育法等の一部改正によるものです。

次に、8ページをお願いいたします。

玄界環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正です。

第3条の任命権者の報告事項の部分ですが、新たに人事評価の状況、休業に関する状況、退職管理の状況を追加するものです。地方公務員法によるものです。

第5条は、行政不服審査法の施行に伴う改正となっております。

次に、9ページをお願いします。

玄界環境組合職員等の旅費に関する条例の一部改正です。

第1条の目的の部分ですが、公務のために支給される旅費については、改正地方公務員法第24条を根拠とすることは適切とは言えないことから削除するものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（結城 弘明君） これより質疑に入ります。何かございませんか。

植木議員。

○議員（2番 植木 隆信君） 5ページの条例の改正案と現行の関係についてお尋ねします。

この中で、7級を一つ例にとりたいと思うんですが、先ほどの説明では、文章的にはすかっとするような文章にするということでしたが、級は事務局長及びこれに相当する職務ということで、このことによって事務局長という形だけにした場合に、何か不都合が起きたり、あるいは、今まで事務局長及びこれに相当する職務の人がいたのか、いないのか。そういった中でこれが整理されたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（結城 弘明君） 事務局長。

○事務局長（河北 吉昭君） 相当する職種はございません。

以上です。

○議長（結城 弘明君） 植木議員。

○議員（2番 植木 隆信君） ということは、それぞれの各級の相当する職務ということについてはいなかったと理解していいわけですね。

○議長（結城 弘明君） 答弁は。答弁しますか。もう了解したということですから。はい。ほかにご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） ないようでございますので、討論を終結いたします。

直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立7／7名〕

○議長（結城 弘明君） 全員です。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、日程第4議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 議案第2号 玄界環境組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定について

○議長（結城 弘明君） 日程第5、議案第2号玄界環境組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定についてを議題といたします。

事務局長に提案理由と内容の説明を求めます。

河北事務局長。

○事務局長（河北 吉昭君） それでは、議案第2号、玄界環境組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定について、提案理由を説明いたします。

議案書10ページからになります。

この条例は、平成18年に制定されております。その目的は、組合議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害、または通勤による災害に対する補償に関する制度等を定めることとあります。

「玄界環境組合議会の議員その他非常勤の職員公務災害補償等に関する条例」については、地方公務員災害補償法第69条第3項において、非常勤職員の公務災害等については、地方公務員災害補償法や労働者災害補償保険法と均衡を失したものであってはならないと定められていることから、政策的、政治的裁量を含めた改正が行われることは考えにくく、古賀市の条例の規定を準用することとした場合でも同じ補償が見込まれますことから、条例の内容を古賀市の例によるものとするものでございます。



11ページをお願いします。

第1条で目的を掲げ、第2条で古賀市の例によると規定しております。なお、参考として現行の「古賀市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」を添付いたしておりますので、ご参照をお願いします。

ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○議長（結城 弘明君） これより質疑に入ります。何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 討論を終結いたします。

直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立7／7名〕

○議長（結城 弘明君） 全員でございます。全員賛成であります。よって、日程第5、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6. 議案第3号 平成27年度玄界環境組合会計補正予算（第2号）について

○議長（結城 弘明君） 日程第6、議案第3号平成27年度玄界環境組合会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

事務局長に提案理由と内容の説明を求めます。

河北事務局長。

○事務局長（河北 吉昭君） それでは、議案第3号平成27年度玄界環境組合会計補正予算（第2号）について説明いたします。長くなりますので座って説明させていただきます。

今回の補正は、基本的に予算の整理補正となっております。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,715万1,000円を減額し、歳入歳出予算総額を46億3,206万円とするものです。

歳出のほうから主なものの説明をいたします。40ページ、41ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、補正前の額に6,152万9,000円増額し、1億3,053万7,000円とするものでございます。

4節共済費、11節需用費、13節委託料において減額するものでございます。

25節積立金については6,219万4,000円増額するものでございます。これは3款2項古賀清掃工場じん芥処理費の不用額を積み立てるものでございます。

2目閉鎖・再処分事業費、補正前の額から15万3,000円減額し、327万1,000円とするものでございます。

13節委託料、15節工事請負費において、入札残及び執行残を減額するものでございます。  
3款衛生費1項じん芥処理費1目処分場管理費、補正前の額から112万4,000円減額し、1,170万4,000円とするものでございます。

13節委託料において、入札残及び契約執行残を減額するものでございます。

42ページ、43ページをお願いいたします。

2項古賀清掃工場じん芥処理費、1目じん芥処理総務費、補正前の額から816万4,000円減額し、2億2,079万9,000円とするものでございます。

減額の主なものは、4節共済費116万円、11節需用費の電気料において発電効率が向上した結果、買電が減となり112万2,000円、13節委託料における入札残578万2,000円の減額でございます。

2目可燃物処理費、補正前の額から6,638万1,000円減額し、9億4,524万8,000円とするものでございます。これは11節需用費の燃料費において、1キロリットル当たり税抜き8万2,000円で予算措置をしておりましたが、入札価格が低下いたしましたので5,628万4,000円を減額するものでございます。

13節委託料の飛灰等処理委託において、予定より飛灰が発生しなかったため、1,009万7,000円を減額するものでございます。

3目不燃物処理費、補正前の額から87万円を減額し、1億619万4,000円とするものでございます。

13節委託料の不燃物・処理困難物等処理委託において、処理委託の見直しを行ったことによるものでございます。

3項宗像清掃工場じん芥処理費1目じん芥処理総務費、補正前の額から270万円を減額し、1億9,301万円とするものでございます。

44ページ、45ページをお願いいたします。

主なものは、11節需用費の電気料において、整備を行うために自家発補給電力の期間が増となりましたので450万円の増額、13節委託料の環境調査等委託の入札残140万円、施設・設備管理等委託の入札・執行残365万円及び建築設備保守点検等委託の入札残105万円の減額でございます。

2目可燃物処理費、補正前の額に2,926万円減額し、7億8,299万8,000円とするものでございます。主なものは、11節需用費の消耗品費680万円の増、これは故障に伴う部品の購入によるものでございます。燃料費3,566万円の減は、ヨークスの購入契約の単価減に伴う執行残によるものでございます。

4目処分場管理費、補正前の額から2万8,000円を減額し、47万6,000円とするものでございます。

以上、歳出合計46億3,206万円とするものです。

続きまして、歳入の説明をいたします。

38ページ、39ページをお願いいたします。

4款1項1目財政調整基金繰入金、補正前の額から2,559万7,000円を減額し、1億

2,014万9,000円とするものでございます。

これは、本部118万8,000円、古賀清掃工場22万1,000円及び宗像清掃工場2,418万8,000円を今回の補正予算の調整として繰り入れを減額するものでございます。

2目閉鎖及び埋立物再処分基金繰入金、補正前の額から75万4,000円減額し、72万6,000円とするものでございます。これは、池浦最終処分場の水質検査を行いました執行残によるものでございます。

6款1項1目雑入、補正前の額に2,080万円減額し、1億2,479万3,000円とするものでございます。

2節古賀清掃工場雑入は1,300万円の減、これは電力売却益で2炉運転日数が減となったことによるものでございます。

3節宗像清掃工場雑入は780万円の減、有価物売却益で単価下落による350万円の減、電力売却益で施設整備に伴う発電減により、430万円の減によるものでございます。

以上、歳入合計46億3,206万円とするものです。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（結城 弘明君） これより質疑に入ります。何かございませんか。

高木議員。

○議員（4番 高木 義輔君） 説明の中で、歳出のほうでございしますが、燃料費が非常にマイナスになって、基金のほうに振り当てたというご説明だったと思いますけれども。例えば43ページですと、予算が多分1億5,000万円ぐらいだったと思うんです。マイナスの5,600万円なんていうものは非常に……、何でこういう予算。ガソリンが安くなったとか、何かいろいろな要素はあるんでしょうけれども、どういう理由でこの予算設定になったのかなど。古賀の工場だけじゃなくて、宗像も一緒のような要因であろうと思いますんで、その辺の理由を予算設定するときの単価で1キロ当たり8万2,000円とか、内容的なことはちょっとわかりませんが、

例えば、800万ぐらい少なくなりましたとか、500万少なくなりましたと言うんであれば何となく、ああ、そういうこともあるのかなと思うんですが、あまりにも差が大きいなと思って、その辺の理由をちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（結城 弘明君） 質問者の方、ページ数と。

○議員（4番 高木 義輔君） 43ページ。

○議長（結城 弘明君） あと款項目、できたら節まで教えていただければわかりやすいと思いますが。回答お願いいたします。

吉永古賀清掃工場場長。

○古賀清掃工場場長（吉永 誠君） ただいまの質問に対して回答いたします。

この燃料費につきまして、灯油ですけれども、例年、過去2年から3年ぐらいの動向を見ながら予算要求しておりますが、今年度に至っては単価が半分下落しております、これだけの減額となっているところです。これにつきましては、当初予算要求するときには読めなかった形になります。今後も灯油の動向というのはなかなか読めないところはありますけども、そこら

辺はできるだけこういった補正のないような形で計上していきたいと考えております。  
以上です。

○議長（結城 弘明君） 質問者、よろしいですか。  
ほかにご質問ございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 討論を終結いたします。

直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立7／7名〕

○議長（結城 弘明君） 全員でございます。ありがとうございます。全員賛成であります。よ  
って、日程第6、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7. 議案第4号 平成28年度玄界環境組合会計予算について

○議長（結城 弘明君） 日程第7、議案第4号平成28年度玄界環境組合会計予算についてを  
議題といたします。

事務局長に提案理由と内容の説明を求めます。

河北事務局長。

○事務局長（河北 吉昭君） 議案第4号、平成28年度玄界環境組合会計予算について説明い  
たします。少し長くなりますので座って説明させていただきます。別冊の「平成28年度玄界  
環境組合会計予算書」をお願いいたします。

予算書表紙の次のページ、条文でございますが、第1条で歳入歳出予算の総額を47億  
4,107万円と定めております。

第2条で組合債の規定を設け、その内容は「第2表組合債」で定めております。

第3条で人件費の流用ができる事項を定めております。

まず、第2条による第2表を説明いたします。2ページをお願いいたします。

宗像清掃工場の基幹的改修を平成28年度から平成30年度までの3年間で実施するよう計  
画しております。その財源については、宗像市と協議の結果、起債を充当するようになっており  
ます。借入限度額は2億2,940万円としております。

続きまして、事項別明細の歳出を先に説明いたします。

11ページ、12ページをお願いいたします。

説明については、目ごとの予算額を申し上げました後に、事業区分別の説明欄の主な内容に  
ついて説明いたします。なお、少額のもの及び経常的なものは割愛させていただきます。

1款1項1目議会費、前年度より4万8,000円減の89万7,000円を計上しております。

2款総務費1款1目一般管理費、前年度より257万円増の7,140万9,000円を計上しております。増の主なものはマイナンバー制度導入に伴う電算システム委託料でございます。職員人件費（本部）、3,499万8,000円、組合職員4名分でございます。一般管理費（本部）、3,641万1,000円。

13ページ、14ページをお願いいたします。

主なものは、11節需用費207万6,000円、主に本部事務所電気料142万8,000円でございます。

13節委託料539万8,000円、主に各電算システム保守等委託463万8,000円でございます。

14節使用料及び賃借料307万9,000円、主に電算システムの使用料269万円、財務会計、人事給与、文書管理、例規各種電算システムの使用料でございます。

19節負担金、補助及び交付金1,997万2,000円、主に本部派遣職員2.3名分の給与負担金として1,981万円でございます。

25節積立金415万5,000円は、財政調整基金及び閉鎖基金の定期預金運用を行い、その利子収入を基金に積み立てるものでございます。

15ページ、16ページをお願いします。

2目閉鎖・再処分事業費、前年度より140万円減の202万4,000円を計上しております。これは旧福岡清掃工場壁面補修工事が終了したことによります。

13節委託料202万4,000円は旧福岡清掃工場周辺の水質調査の委託料でございます。

2項1目監査委員費、前年度と同額の12万7,000円を計上しております。

3款衛生費1項1目処分場管理費、前年度より75万8,000円減で1,207万円を計上しております。主なものは、13節委託料1,132万4,000円については、手光最終処分場周辺の環境調査等委託657万2,000円、手光最終処分場等の地下水、浸出水等に関する周辺環境の調査業務でございます。施設・整備管理等委託324万円は、旧福岡工場及び手光最終処分場の樹木剪定、草刈り等の植栽管理委託でございます。施設・設備保守・整備等委託151万2,000円、手光最終処分場の水処理設備の保守点検委託でございます。

続きまして、2項古賀清掃工場じん芥処理費でございます。17ページ、18ページをお願いします。

2項1目じん芥処理総務費、前年度より428万7,000円減で2億2,430万8,000円を計上いたしております。

職員人件費（古賀清掃工場）、7,355万6,000円、組合職員8名分でございます。

清掃工場管理運営費（古賀清掃工場）、1億5,075万2,000円、主なものは2節給料、3節職員手当等、4節共済費で、ボイラー・タービン主任技術者と電気主任技術者の常勤嘱託職員2名分に対するものでございます。

11節需用費5,139万4,000円、主なものは工場内の蛍光灯、事務用品等の消耗品費

139万円、広報紙の発行、各種伝票等に要する印刷製本費95万円、電気料3,830万9,000円、水道料900万7,000円でございます。

12節役務費333万円は電話料、郵便料、各種保険料でございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

13節委託料6,581万3,000円、主なものは啓発・再生事業等委託1,124万5,000円、自転車・家具等の再生、再生展示棟の運営や各種環境教室の開催等に係る費用でございます。

環境調査等委託3,389万4,000円、工場周辺の大気質、水質、土壌等の環境調査及び工場に係るごみ質、排ガス、作業環境や機能検査等と環境委員会審議資料の作成、取りまとめ等に係る環境委員会支援委託でございます。

施設・設備管理等委託1,042万9,000円、工場敷地内の植栽管理委託、施設清掃委託、警備委託でございます。

施設・設備保守・整備等委託937万7,000円、エレベーター・自動ドア、空調設備、消防設備、浄化槽、受変電設備の保守整備に係る費用でございます。

19節負担金、補助及び交付金1,295万1,000円、主なものは派遣職員負担金1,020万8,000円、構成市からの派遣職員1名分でございます。その他負担金250万円、地元筵内区に対する特別区費でございます。

22節補償、補填及び賠償金700万円、地元筵内区に対する協力費でございます。

2目可燃物処理費、前年度より2,636万円の減で、9億8,526万9,000円を計上いたしております。

焼却場管理運営費（古賀清掃工場）、主なものは、11節需用費1億8,421万1,000円、消耗品費2,550万円は、ごみ焼却に伴う各設備のグリース、潤滑油等油脂類、液体酸素、フレコンバッグ、運転に係る電気、計装等機器部品、航空障害灯に係る費用でございます。

燃料費1億1,254万5,000円、灯油1,730キロリットルと洗車棟灯油、LPGに係る費用でございます。修繕料80万円、建物、車両の修理に係る費用でございます。医薬材料費4,536万6,000円、ダイオキシン類除去剤、ボイラー用薬剤、排水処理薬剤等に係る費用でございます。

13節委託料8億21万7,000円、施設・設備運転等委託2億487万9,000円は焼却施設に係る運転管理委託でございます。

21ページ、22ページをお願いいたします。

施設・設備保守・整備等委託、5億3,738万5,000円は、焼却施設を休止して行う施設定期整備等の委託4億6,458万2,000円、施設法定整備等の委託7,280万3,000円、ごみクレーンの法定整備、ボイラー・タービンの法定整備に係る費用でございます。

灰処理等委託5,795万3,000円は、焼却施設から発生する脱塩残渣及び熔融飛灰を処分する飛灰等処理委託に係る費用でございます。

3目不燃物処理費、前年度より538万9,000円減で1億167万5,000円を計上しております。

リサイクルプラザ管理運営費（古賀清掃工場）、主なものは11節需用費386万8,000円、各設備の潤滑油等の油脂類、包装用袋等の梱包類、分別回収用エコバッグ等の分別用品類等の購入に係る消耗品費150万3,000円、燃料費140万4,000円、修繕料96万1,000円、施設、作業用重機及び車両に係る費用でございます。

12節役務費204万7,000円、作業用重機、車両の点検手数料、賠償責任及び損害共済保険料に係る費用でございます。

13節委託料9,571万9,000円、施設・設備運転等委託5,832万円は、リサイクルプラザの運転管理業務に係る費用でございます。

施設・設備保守・整備等委託3,186万円は、主にホイストクレーンに係る法定整備及びコンベアを主とする設備補修の費用でございます。

不燃物等処理委託553万9,000円は、廃蛍光管、廃乾電池等の処理委託に係る費用でございます。

4目処分場管理費、前年度より5,000円減の20万3,000円を計上しております。

続きまして、3項宗像清掃工場じん芥処理費でございます。

3項1目じん芥処理総務費、前年度より234万5,000円減で1億9,284万2,000円を計上しております。職員人件費6,695万8,000円、組合職員7名と再任用職員1名分でございます。

23ページ、24ページをお願いいたします。

清掃工場管理運営費（宗像清掃工場）、1億2,588万4,000円、主なものは、2節給料、3節職員手当等、4節共済費で、ボイラー・タービン主任技術者と電気主任技術者の常勤嘱託職員2名分に対するものでございます。

11節需用費4,145万8,000円、主なものは工場内の蛍光灯、事務用品等の消耗品費202万3,000円、電気料3,186万9,000円、水道料527万5,000円、修繕料203万1,000円です。

12節役務費277万は電話料、郵便料、各種保険料でございます。

13節委託料5,987万6,000円。

25ページ、26ページをお願いいたします。

主なものは、啓発・再生事業等委託184万7,000円、自転車、家具等の再生、ごみリサイクル啓発に係る費用でございます。

環境調査等委託3,092万9,000円、工場周辺の大気質、水質、土壌等の環境調査及び工場に係るごみ質、排ガス、作業環境や機能検査等と環境委員会審議資料の作成、取りまとめ等に係る環境委員会支援委託でございます。

施設・設備管理等委託2,224万7,000円、工場敷地内の植栽管理委託、施設清掃委託、警備委託でございます。施設・設備保守・整備等委託390万1,000円、エレベーター、自動ドア、重量シャッターの空調設備に係る費用でございます。

19節負担金補助及び交付金1,073万7,000円、主なものは派遣職員負担金1,040万4,000円、構成市からの派遣職員1名分でございます。

2目可燃物処理費、前年度より3億7,593万5,000円増で10億8,660万5,000円を計上しております。

焼却場管理運営費（宗像清掃工場）、主なものは11節需用費2億996万9,000円、消耗品費5,893万8,000円は、主には溶融炉の出湯に伴うロッド・ビッド、酸素パイプや油脂類、フレコンバッグ、運転に係る資材、電気、計装等機器部品でございます。

燃料費1億497万5,000円、主にはークス約2,080トン、石灰石約790トンに係る費用でございます。

修繕料145万3,000円、排ガス分析計、汚水ポンプなどの修理に係る費用でございます。

医薬材料費4,460万3,000円、排ガス処理薬剤、ボイラー用薬剤、排水処理薬剤等に係る費用でございます。

13節委託料8億7,620万5,000円、施設・設備運転等委託2億1,276万円はガス化溶融施設に係る運転管理委託でございます。

施設・設備保守・整備等委託5億4,077万8,000円は、溶融施設を休止して行う施設定期整備等の委託4億7,445万5,000円、施設法定整備等委託6,632万3,000円は、ボイラー、タービンの法定整備に係る費用でございます。

なお、平成28年度から30年度まで焼却施設の基幹的改修を行うよう計画をしております。本年度の実施額は定期整備等委託のうち、3億4,007万1,000円を計上しております。

灰処理等委託1億2,266万7,000円、平成27年度及び28年度に発生した飛灰の処理委託に係る費用でございます。

27ページ、28ページをお願いいたします。

3目不燃物処理費、前年度より798万1,000円増で1億2,295万4,000円を計上しております。

リサイクルプラザ管理運営費（宗像清掃工場）、主なものは11節需用費462万6,000円、重機等の油脂類、梱包用袋、機器補修部品等の購入に係る消耗品費200万円、燃料費111万8,000円、修繕料150万8,000円は作業用重機及び車両の車検に係る費用でございます。

12節役務費125万2,000円、作業用重機、車両の点検手数料、賠償責任及び損害共済保険料に係る費用でございます。

13節委託料1億1,692万円、施設・設備運転等委託8,974万6,000円、リサイクルプラザの運転管理委託7,452万円、不燃物選別等委託1,522万6,000円でございます。

施設・設備保守・整備等委託2,380万1,000円は、主にはクレーンに係る法定整備、電気制御部品の更新に係る費用、計量用釣銭器保守整備に係る費用でございます。

不燃物等処理委託337万3,000円、廃蛍光管、廃乾電池等の処理委託に係る費用でございます。

4目処分場管理費、前年度と同額の50万4,000円を計上いたしております。



4款1目公債費、前年度より1億7,946万9,000円減で19億1,818万3,000円を計上いたしております。

1目元金18億8,135万4,000円、長期債元金の内訳は、古賀清掃工場10億7,909万8,000円、宗像清掃工場8億225万6,000円でございます。なお、両工場とも一部完済し、減額となっております。

29ページ、30ページをお願いします。

2目利子3,682万9,000円、長期債利子の内訳は、古賀清掃工場1,929万6,000円、宗像清掃工場1,753万3,000円でございます。

5款1項1目予備費、前年度と同額の2,200万円を計上しております。両工場の予備費それぞれ1,000万円、本部200万円でございます。

以上、歳出合計47億4,107万円とするものでございます。

続きまして、事項別明細の歳入を説明いたします。

5ページ、6ページをお願いいたします。

1款1項1目経常費分担金19億4,400万6,000円、この経常費分担金は組合同規約第13条の規定により、均等割2割、人口割2割、投入量割6割の割合により算定されるものでございます。

1節本部経常費分担金3,570万3,000円、2節古賀清掃工場経常費分担金10億9,006万円、3節宗像清掃工場経常費分担金8億1,824万3,000円、構成市町別の分担金は説明欄の記載のとおりとなっております。

2目創設費分担金19億1,818万3,000円、この創設費分担金は同じく組合同規約第13条の規定により、均等割3割、人口割4割、投入量割3割の割合により算定されるものでございます。

1節古賀清掃工場創設費分担金10億9,839万4,000円、2節宗像清掃工場創設費分担金8億1,978万9,000円、構成市町別の分担金は説明欄の記載のとおりでございます。

2款1項1目ごみ処理場使用料2億323万8,000円、1節古賀清掃工場使用料1億726万8,000円は、個人搬入が2,326万8,000円、汚泥搬入が8,400万円でございます。

2節宗像清掃工場使用料9,597万円は、個人搬入が2,555万円、汚泥搬入7,042万円でございます。

2目グラウンド使用料は、旧福間清掃工場のグラウンド使用料として7万円計上いたしております。

3款1項1目財産貸付収入360万円は、旧福間清掃工場跡地を太陽光発電所用地として貸し付けたことによるものでございます。

7ページ、8ページをお願いいたします。

3款1項2目利子及び配当金415万3,000円は、財政調整基金及び閉鎖等基金の一部を定期預金で運用したことによる利子でございます。

4款1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金2億4,397万2,000円は、2款1項総務

管理費、3款2項古賀清掃工場じん芥処理費及び3款3項宗像清掃工場じん芥処理費へ繰り入れるものでございます。それぞれの繰入額は説明欄の記載のとおりでございます。

5款1項1目繰越金2,200万円、前年度繰越金として計上いたしております。

6款1項1目雑入1億944万8,000円、2節古賀清掃工場雑入6,412万7,000円及び3節宗像清掃工場雑入4,532万円については、各種有価物の売却益や発電に伴う電力売却益、容器舗装リサイクル協会からの再商品化合理化拠出金等をそれぞれ計上するものでございます。

7款1項1目衛生債2億9,240万、第2表で説明したとおりでございます。

以上、歳入合計47億4,107万円とするものでございます。

歳入歳出組合会計当初予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（結城 弘明君） それでは、これより質疑に入りますが、当初予算で内容も非常に多うございますので、五つに分けて質疑を受けたいと思います。

まず、一つ目は、予算書の11ページから16ページの本部経常経費に関する部分。二つ目は、17ページから22ページの前賀清掃工場に関する部分。三つ目は、ページがダブりますが、21ページから28ページの宗像清掃工場に関する部分。四つ目は27ページの公債費から最後まで。五つ目は5ページから10ページの歳入部分であります。

よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） それでは、まず11ページから16ページの本部経常経費の部分で何かご質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） ないようでございますので、続きまして、17ページから22ページの前賀清掃工場に関する部分で何かご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） ないようでございますので、続きまして、21ページから28ページの宗像清掃工場に関する部分で何かご質問はございませんか。

吉田益美議員。

○議員（1番 吉田 益美君） 二、三点お尋ねいたします。

まず、26ページの13節環境モニタリング調査委託費が2,800万円計上されておりますが、私ども議員には環境調査表が送付されて理解はするんですが、一般市民の方にはどのような周知をされているかということと、27年度は何か数値の異変があったかどうかお尋ねします。

○議長（結城 弘明君） 中野宗像清掃工場場長。

○宗像清掃工場場長（中野 晴海君） 環境調査モニタリングの結果を市民にどのように公表しているかということでございます。この結果につきましては、年に2回、市民の代表等をお交えました環境委員会で中身をご審議いただいておりますことと、もう一つは、宗像市が発行しております広報の中に、「エコパークだより」という形で、数値を記載させてもらっております。

以上でございます。

○議長（結城 弘明君） 数値について何か言うことはないですか。

○宗像清掃工場場長（中野 晴海君） 数値等で問題になるようなことは去年はございませんでした。

以上でございます。

○議長（結城 弘明君） 吉田議員。

○議員（1番 吉田 益美君） 安心いたしました。

続いて、同じページですが、可燃物の委託料のところ、13節の基幹整備ということで、今年度は非常に、30年度に向けて定期的な改修をされるという説明がありましたが、平年に比べて2億6,000万円ほど今年度は多いんですが、この内容についてご説明ください。

○議長（結城 弘明君） 中野宗像清掃工場場長。

○宗像清掃工場場長（中野 晴海君） 委託料の増大についてということでございます。今回、可燃物処理費の委託料のうち、施設・設備保守・整備等委託につきまして、施設定期整備等委託としまして4億7,445万5,000円、施設法定整備等委託としまして6,632万3,000円の計5億4,077万8,000円を計上しております。

平成27年度に比しまして、議員おっしゃいましたように、約2億5,700万円の増額となっております。5億4,077万8,000円の内訳としましては、通年実施しております法定整備費が6,632万3,000円。それと、保守定期整備費が1億3,438万4,000円。そして、先ほど言いましたように、平成28年度から実施しますいわゆる基幹的改修に要する費用が3億4,007万1,000円となっております。

清掃工場ガス化棟のプラントにつきましては、例年実施しております法定整備や保守、定期整備とは別に、こういうプラントを維持する場合、大体10年ごとを目安に大きな改修、いわゆる基幹的改修を実施しますので、そのための費用でございます。

以上でございます。

○議長（結城 弘明君） 吉田議員。

○議員（1番 吉田 益美君） この整備をすることによって、車と一緒にですけど、機械を延命するという理解でいいですか。

○議長（結城 弘明君） 中野宗像清掃工場場長。

○宗像清掃工場場長（中野 晴海君） 申しわけございません。延命という表現が適切かどうかわかりませんが、車検と同じようなものだと考えていただければよろしいのかと思っております。安定的に、かつ正確に、安全に使うために、大きな整備を例えば10年ごとを目安に行うという改修だと理解していただければいいかと思っております。

以上でございます。

○議長（結城 弘明君） 吉田議員。

○議員（1番 吉田 益美君） 今のは理解いたしました。

続いて、同じページですが、12の飛灰、灰処理のことですが、昨年度の予算では、秋田に持ち出すという説明がありましたけれども、それについても今年も相当の負担増になっており

ますが、これももう少し詳しくお願いします。

○議長（結城 弘明君） 中野宗像清掃工場場長。

○宗像清掃工場場長（中野 晴海君） 宗像清掃工場の溶融飛灰につきましては、山元還元ができなくなったことから、昨年度の11月の補正予算で秋田県にございます最終処分場に持ち出すということをご了解いただきまして、現在作業しているところでございます。

この時点で、補正で説明しましたが、宗像清掃工場の最終処分場の中には、平成15年度から17年度、3年間分の飛灰と、それから平成27年分が通常どおり発生するというので、補正の時点ではもちろん作業期間の工程という問題もありますし、平成27年度分の飛灰の量が確定していなかったということで、15年から17年までの3年分の飛灰をまず持ち出させていたいただきたいということで、3年分の飛灰を持ち出すための予算を補正予算で計上させていただいております。

今年度、1億2,000万ほど組んでおりますが、平成27年度、今現在入っております飛灰の量が確定次第、再度契約を結び直しまして秋田県に持っていくもの。それと、平成28年度に発生しますものを今度は次に受ける先が古賀工場と同じところが決まっておりますので、こちらに持って行って山元還元を行うための費用でございます。

以上でございます。

○議長（結城 弘明君） 吉田議員。

○議員（1番 吉田 益美君） 飛灰のことはわかりました。できるだけきちっと処分をお願いしたいと思います。

次の28ページ。いいですか、私ばかりしゃべって。すみません。リサイクルプラザの管理委託料のところ、今までこれは計上がなかったのに、今年新しく計上されたんじゃないかと思っております。13節の委託料の不燃物選別等委託料1,500万円、これは新しくなったんじゃないかと思うんですが、この説明をお願いいたします。

○議長（結城 弘明君） 中野宗像清掃工場場長。

○宗像清掃工場場長（中野 晴海君） 不燃物選別等委託料の約1,500万円ですが、これは例年計上しております。これはうちに持ち込まれる不燃物をシルバーの方とか、障害者の方とかをお願いして、手選別を行っている分でございます。

○議長（結城 弘明君） よろしいですか。ほかにご質問ある方。

植木議員。

○議員（2番 植木 隆信君） 先ほどの吉田議員に関連して質問をしたいと思います。事務局長の報告では、宗像清掃工場の基幹的改修については、28年度から30年度まで、約3年間継続して行うという報告だったと思うんですが、今年度については2億6,000万ほどの予算が計上されているんですけども、この3年間でどれだけの予算が計上される予定になっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（結城 弘明君） 中野宗像清掃工場場長。

○宗像清掃工場場長（中野 晴海君） 今年度2億何ぼって今おっしゃいましたけど、これは昨年に比較して増えている分でございます。今から平成28年度から30年度の3年にかいま

して、まず、平成28年度は3億4,007万1,000円、平成29年度5億6,141万5,000円、平成30年度は5億3,788万8,000円、計14億3,937万4,000円の業務を想定しております。

以上でございます。

○議長（結城 弘明君） 植木議員。

○議員（2番 植木 隆信君） 3年間で約14億円を超える改修費用が計画されているということにつきまして、これだけのお金を投入するということについては、私の一般質問等の関連もありますけれども、この場所でちょっと聞きたいんですが、これだけのお金をつぎ込んで基幹的改修を行うということについては、この清掃工場がある程度の期間、安定して操業できるという見通しの上でこういう計画は立てられているのかどうかお聞きしたい。

○議長（結城 弘明君） 中野宗像清掃工場場長。

○宗像清掃工場場長（中野 晴海君） 先ほども申し上げたと思うんですが、こういう基幹的改修は大体10年ごとにほぼ行います。当然、機械、プラント等の老朽化の問題とか、消耗度の問題、それと、各種プラント等の保証期間の問題というものを想定しまして、大体10年に一度ぐらい行うんですが、今議員おっしゃるように、今回このようなお金を入れるということは、少なくとも10年くらいは当然使えるものと想定しております。

以上でございます。

○議長（結城 弘明君） よろしいですか。ほかにご質問のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） ございませんね。

それでは、続きまして、27ページの公債費から最後まで分で何かございますか。

吉田議員。

○議員（1番 吉田 益美君） 初めて組合債というのが計上されましたが、この組合債の限度額2億9,000万円、約3億円と、それから8ページの財政調整基金の繰り入れが宗像清掃工場では1億5,000万円されて、合計が4億5,000万円ですね。その使用の内容は、この基幹整備のための費用として、計上されたものかどうかお尋ねします。

○議長（結城 弘明君） 中野宗像清掃工場場長。

○宗像清掃工場場長（中野 晴海君） 大体、議員おっしゃるとおりでございます。ただ、額的に完全に一致するというわけにはいきません。先ほど灰の処分費が若干増えている部分とかいうのがございますので、昨年度うちが入れた分というのとあまり変わらない状況にするために、今組合債を利用できるものは組合債を利用して、不足分については調整基金のほうを取り崩していただいたというものでございます。

以上でございます。

○議長（結城 弘明君） 吉田議員。

○議員（1番 吉田 益美君） この組合債の利率のところですが、年4.5%以内という記述があるんですけれども、今ゼロ金利に近いと。これはあくまでも4.5%以内ということで、0%から4.5%の幅があるんですが、そのように理解していいですか。

○議長（結城 弘明君） 中野宗像清掃工場場長。

○宗像清掃工場場長（中野 晴海君） これは宗像市を通して借り入れるようにしております。宗像市がこういうのを借りる場合は、今おっしゃったように4.5%以内という設定をしておりますのでこういう形にさせていただいておりますが、議員おっしゃるように現実問題は変わってくると想定しております。

以上でございます。

○議長（結城 弘明君） いいですか。ほかにもございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） ないようでございますので、最後に歳入の部分で何かご質問をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 「なし」という言葉が出ております。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） それでは質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 討論を終結いたします。

直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立7/7名〕

○議長（結城 弘明君） 全員でございます。ありがとうございます。起立全員賛成でございます。よって、日程第7、議案第4号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

3時20分に再開したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

午後3時08分休憩

午後3時20分再開

〔出席議員8名〕

○議長（結城 弘明君） それでは、休憩前に続きまして、本会議を再開いたします。

直ちに会議を開きます。

## 日程第8. 一般質問

○議長（結城 弘明君） 日程第8、一般質問を議題といたします。

本会議における一般質問の通告議員は1名でございます。

なお、一般質問の制限時間は一人当たり20分間となっております。制限時間2分前に事務

局が予鈴を1回鳴らします。制限時間になりましたら、本鈴を2回鳴らします。

それでは、2番、植木議員の質問を許します。

○議員（2番 植木 隆信君） 一般質問をさせていただきます。

私の今度の質問の趣旨は、宗像清掃工場、一部事務組合が今後どのような方向で進んでいくのかということに対する質問、あるいは提言であります。

まず、発言内容を読みながら質問をいたします。

両清掃工場の操業は13年目を迎えました。今後の計画案で可能性が十分あるとされている2案に絞られています。一つは、両工場とも継続操業する案、もう一つは宗像工場を平成34年度に閉鎖し、リレー施設を整備した後に古賀工場に搬入する案であります。

また、分賦金による比較の資料には、古賀、宗像両工場の計画的整備を行い、継続操業することの実現性は高いと分析をされています。このことから宗像工場も延命策をとり、継続操業を進めることが最善の策と考えるが、見解をお伺いいたします。

二つ目は、他自治体へのごみ搬送は、「受託者の存否が不確定となっている」とあります。このことを前提として両清掃工場の将来計画が立てられているとなつていますが、正副組合長間ではこのことが合意となっているのかをお伺いいたします。

3番目、平成44年までの人口と焼却ごみの推計は現実を見据えて検討されているのか。また、各自治体住民の環境意識の変化や住民の人口構成、さらには、各自治体が取り組むごみ減量政策などが加味されているのかお伺いします。

4番目は、現清掃工場建設計画時には1組合2工場建設と人口予測の過大化という二つの重大な失敗を行ってきたと私は考えています。この二の舞を踏まない今後の取り組みを求めたいと思います。

以上について、執行部の答弁をお願いいたします。

○議長（結城 弘明君） 組合長。

○組合長（中村 隆象君） 植木議員のご質問にお答えします。

まず、1番目のご質問についてお答えします。植木議員ご質問の内容にありますとおり、昨年2月におきまして、清掃工場将来計画についてご報告をさせていただいているところであります。

宗像工場においても、延命策をとり、継続操業を進めるべきだとのことだと思っておりますが、先ほど新年度組合会計予算の中でご説明いたしましたように、宗像清掃工場の基幹的改修を平成28年度から3年間で実施すると計画しております。この基幹的改修は、設備の耐用年数や機器の保証期間などを勘案し、おおむね10年程度をめどに行うものです。

今回、この基幹的改修を行いますことから、少なくとも改修後の10年間は継続した操業が見込まれると考えております。

次に、2番目の質問についてお答えします。将来計画につきましては事務局で作成し、正副組合長会議に諮り、皆様にお示ししているところです。

将来計画の「まとめ」でお示ししていますように、現施設を可能な限り存続させていくことが望ましいとの結論を出しております。しかしながら、現施設も必ず寿命が来ることから、新

工場建設も含め、ごみ処理委託やごみ処理の広域化を含めて検討するという観点で、正副組合長の合意をしております。さらに今後、十分に検討を加えていきたいと考えております。

次に、3番目の質問にお答えします。人口とごみ量の推計につきましては、組合では議員の言われる住民の環境意識の変化や住民の人口構成、ごみ減量政策など把握できませんので、構成市町の環境部局へ依頼して作成しております。ご指摘の点は、構成市町で推計に加味されてあるものと認識しております。

最後のご質問にお答えします。このことにつきましては、今後とも環境の変化に合わせて適切に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（結城 弘明君） 植木議員。

○議員（2番 植木 隆信君） 1番から4番までの質問については、少し順序を逆にして質問をしていきたいと思っております。

まず、4番目については、組合長も説明されましたように、十分検討していくということでした。私がなぜこの問題を出したかといいますと、平成9年、そして平成10年、平成15年に宗像工場に関してのみ言えば、人口規模が相当違っていたわけですね。

例えば、平成9年に出された状況からいたしますと、平成28年度、宗像の人口、宗像、旧玄海町の計算では11万6,000人となっております。そして、平成9年に出されたのは、27年度は12万1,000人という数字が出されておりました。こういった数字をもとに宗像清掃工場がつくられてきたということで、私ども当時この環境組合の議案に反対してきた最大の理由の一つは、1組合2工場という方式があまりにもおかしいということでした。

もう一つは、人口推計があまりにも雑ではなかったのかと。当時、所沢、あるいは流山といったガス化溶融炉の工場に見学に行っていましたけれども、この人口規模と炉の規模の関係が宗像清掃工場、あるいは古賀清掃工場との関係よりも非常にシビアに計算をされていました。そういったところから、私どもこの清掃工場関係についての予算にはその当時は反対をしてまいりました。こういった二の舞を踏んでほしくないというのが、私は構成自治体の議員、あるいは住民の願いではないかということで、こういった質問をあえて上げたわけでありまして。

3番目の住民意識との関係もありますけれども、やはりこの人口推計については、それぞれの自治体のマスタープランといったものをもとに事務局が出すということについては理解をするわけでありまして。

しかし、現実問題として、それを上回る形で状況が発展をすると、あるいは人口減少が進んだり、高齢化が進むとか、あるいは住民の環境意識が大きく変わってくるというのも今後の計画に対しては十分加味する必要があるのではないかとということで、この3番目の質問を出したわけでありまして。こういった問題についても、ぜひ検討していただきたい。

私が本日中心的に質問をしたいのは、今後の清掃工場のあり方の問題であります。この宗像清掃工場については、幾つかのシミュレーションがあるわけですがけれども、平成34年に閉鎖をしてリレー施設をつくって、他の自治体に持って行くということも検討されているようであります。



宗像の議員の中にもそういった方向で進んでいくのではないかというような理解をしている議員もいるというのが私は実情ではないかと。こういった中で、先ほど組合長が言われるように、基幹的改修を行うことによって、この施設を長く使うという方向で古賀清掃工場と同じような形で足並みをそろえてやってほしいと。平成34年から44年までの間、両方の工場が足並みをそろえていくことによって、その時点ではおそらく住民の意識とか、あるいは機械に対するいろいろなレベルアップとか、福岡県を取り巻く政治的な状況も変わってくるのではないかと。

ですから、私は少なくともこの環境組合の中で、両工場が使えるだけ使うと。十分その機能を発揮すると。その方向で行ってほしいと私は願っていますけれども、その点についての執行部の見解をお伺いしたいと。

○議長（結城 弘明君） 休憩に入りますでしょうか。

ちょっと休憩します。

午後3時31分休憩

午後3時32分再開

〔出席議員8名〕

○議長（結城 弘明君） 休憩前に続きまして、一般質問を再開いたします。

組合長。

○組合長（中村 隆象君） ただいまのご質問は、古賀、宗像両工場についてのご質問になっておりますので、まず古賀工場の今後の見通しについては私から、宗像工場については谷井副組合長から答えさせていただきたいと思っております。

古賀工場につきましては、あと10年をめどに延命するという明確な意思決定を組合内ではしております。ただ、地元との話し合いがありますので、これは100%ということではございませんが、組合としてはあと10年、つまり30年は使いたいということで今準備を進めておるところでございます。

以上です。

○議長（結城 弘明君） 谷井副組合長。

○副組合長（谷井 博美君） 宗像工場につきましては、私どもが当初から、数年前から新しく工場はつくらないと、他市に持って行くということで、他市につきまして接触を図ってきました。そういう意味から一定の了解は得られているんですけども、やはり現工場がまだまだ使えるというようなこと等含めまして、他市に持って行った場合と現工場を使ういわゆる効率性、どの時点で持って行ったほうが安くなるのか。つくらないということで持って行くということについては、さっき言いましたように、一定の方向性を出しておりますので、宗像市の議会の中でも副組合長でなく、市長として答弁したところでございます。

まずは、いずれにしても使えるということと、分岐点どうなるかというような問題等もありますし、また、先ほど組合長が答弁されておりましたように、古賀工場も20年で切れるということで、10年延ばすということで現在筵内、地元で延命の形での話を進めておりますので。

我々も一定、この場合、使うと。そうでないと10年、先ほど工場長から話がありましたように、今のままいつ持って行くと決めない中で、使わないことにつきましては炉がもちませんので。当面10年間はもてるという形で、28年、29年、30年の3年間は改修するという結論に達したところでございます。

○議長（結城 弘明君） 植木議員。

○議員（2番 植木 隆信君） 昨日遠賀・中間リレーセンターというところを視察をしてまいりました。これは、環境組合の中でリレーセンターをつかって他の自治体に持っていくということも検討されているということがあったんで、見てまいりました。

そこでの話を聞いてみますと、平成17年度か18年度までの契約で、ごみ焼却場を閉鎖すると。その後どうするのかということで、地元との意見が合意できなかったということで、やむにやまれずというか、北九州のほうに持って行くと。そのためにリレーセンターをつくったという説明でした。

それはそれでいいんですけども、やはり普通の市民の人たちが見て、両焼却炉とも相当のお金をかけて安定した操業をやっているわけですね。こういった施設をできるだけ長く使うと。延命という言葉がいいのかどうかは別としても、古賀のほうではそういう10年間長く使うことで地元との折衝をやっていると。そうすれば、当然、環境組合は一つですから、足並みをそろえてほしいというのが私の率直な願いであります。

10年間、仮にそれぞれが延長すれば、先ほども言ったように環境が変わってくると。住民に対する問題も変わってくるし、環境意識も変わる。あるいは、県内でのごみ焼却をどうするのかという問題もおそらく大きく変わってくるのではないかと。ですから、その時点で十分時間をかけて論議をしていく必要があるのではないかと。そのときに他の自治体に持って行くのか。あるいは、環境組合の中で1工場方式をとるのか。あるいは、今までみたいな2工場方式をとるのかというのが、そのときの状況によって十分考える時間があるのではないかと。

ただ、今言いたいのは、十分使える施設を途中でやめるんじゃなくて、できるだけ基幹改修を行いながら安定操業に努力をしてもらおうという立場でぜひ努力をしていただきたいと思えますけれども、私の最後の質問にしたいと思うんですが、もう一度、組合長、宗像の副組合長も含めて回答をお願いしたいと思います。

○議長（結城 弘明君） 谷井副組合長。

○副組合長（谷井 博美君） これは植木議員がおっしゃることも一理あると思っております。ただ、問題は先ほど言いましたように、やはり百数十億もかけたのを新たにつくるということについては、いろいろな反対がございました。ごらんとおり。いまだにもう反対があっております。そういう中で、やはりそれを持って行けるのであれば、そこを利用したほうがいいという考えの中で、先ほど言ったように他市に持って行くということをやってきたわけですね。

ただ、おっしゃるように、この施設は一応20年というのが決まりっというか、耐用年数というか、そういうものはあるような、ないようなもんですからね。ですから、先ほど言いましたように我々も現在費用対効果分岐点といったものを考慮に入れながらいつがいいのかという

形の中では、しばらく使わないかと。間に合わない、それでないと。今修理しないともたないというところがありますので。一応10年は使えるということですので、おっしゃるとおり、その間の中で十分考えていく必要があると思います。

ただ、私個人は新しくつくるということについては、古賀工場と一緒にあれ、何であれ、いかななものかと。あの当時、13年から思い起こせば、いまだに住民からの反対があると思っております。

そういうことで、先ほど私が答弁したような形になります。

○議長（結城 弘明君） いいですか。

これをもちまして、一般質問を終了いたします。

---

○議長（結城 弘明君） 以上で、本会議に付議されました案件の審議を全部終了いたしました。

ここでお諮りいたします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

これにて、平成28年玄界環境組合議会第1回定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後3時40分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年2月19日

議 長 結城 弘明

署名議員 高原 伸二

署名議員 吉田 益美